

預金共通規定

1. 規定の適用範囲

本規定は、各種預金に共通して適用する事項を規定します。本規定が適用となる預金は、第4条のとおりです（以下「この預金」といいます。）。

2. 預金の解約

- (1) この預金に係る預金規定（以下「原規定」といいます。）に定められた解約事由に該当する場合のほか、当行の業務上またはシステム上、この預金の存続が困難と合理的に判断した場合には、当行は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- (2) 前項の事由による解約を行う場合において、次の各号に定める手続きをとるものとします。
 - ① この預金口座に残高がある場合
この預金の預金者が当行に普通預金口座を保有する場合、元金および利息相当分をこの普通預金口座に入金するものとします。
 - ② この預金口座に残高がない場合
この預金口座を閉鎖するものとします。
 - ③ 預金者が死亡した場合も、当行の判断で、上記①②の区分に応じて手続きができるものとします。
- (3) 当行が指定する銀行営業日に解約を行います。満期日前の解約となる場合には、第2項の利息相当分については、次回満期日までの利息相当分を約定利率で計算することとします。なお、当該計算方法に基づいて計算した利息額と中途解約利率で計算した利息額を比較し中途解約利率での利息額が上回る場合は、中途解約利率で計算することとします。

3. 原規定の適用

本規定により追加された事項を除いては、第4条に掲げる各預金の原規定が引き続き効力を有するものとします。

4. 本規定が適用となる預金

- (1) いよぎんホーム・チェック
- (2) 納税準備預金
- (3) 年金予約者専用定期預金「しあわせ賛歌1」
- (4) いよぎん特別福祉定期預金
- (5) 変動金利定期預金
- (6) 新型健康定期預金
- (7) 生命保険付定期預金
- (8) いよぎん交通安全定期預金
- (9) いよぎんおまとめ型預金「坊っちゃん」
- (10) 坊っちゃん定期
- (11) 坊っちゃん定期（期日指定）
- (12) 年金受給者専用定期「シルバー賛歌」
- (13) 期日指定定期預金
- (14) 定期預金（期日指定）

- (15) 期日指定預金
- (16) 定期預金 (その他一般)
- (17) 創業130周年記念定期預金 「えひめ愛あるブランド」懸賞付定期預金
- (18) 新居浜・四国中央地域限定定期預金
- (19) いよの国応援定期預金
- (20) 通知預金
- (21) いよぎん積立定期預金「オレンジ」(目標型)
- (22) いよぎん積立型定期預金「マドンナ」(目標型)
- (23) いよぎん教育プラン積立(目標型)
- (24) 自由積立定期預金
- (25) インターネット支店専用積立定期預金
- (26) 国債定期口座
- (27) 定期積金
- (28) 来島大橋着工記念定期積金「夢大橋」
- (29) 来島大橋着工記念定期積金「夢大橋」(教育)
- (30) いよぎん教育プラン積立(定積)
- (31) 財形積立定期預金
- (32) 財形期日指定定期預金
- (33) 財形自動継続定期預金

以 上